

## 守山市セーフティネット資金利子補給金制度のご案内

### ●制度概要

対 象 者	以下の要件をすべて満たす方。 ※ただし、令和2年2月18日から令和2年3月31日までの間にセーフティネット資金の申込みをされた方は②については要件を満たす必要はございません。 ①令和2年2月18日以降にセーフティネット資金を利用し、対象資金を当初の約定どおりに召還している。 ②対象となるセーフティネット資金の借入にかかる信用保証料について、滋賀県から全額助成を受けている。 ③対象となるセーフティネット資金の借入にかかる利子について、他の市町村等から同様の主旨の補助金等の交付または交付決定を受けていない。 ④法人にあっては事業所の所在地が、個人にあっては住所が市内にあるもの。 ⑤市税等の滞納がない。
利子補給率	年1.0%以内（借換枠は融資利率1.5%のうち1.0%分について補給対象とする）
補給対象期間	利払い開始月から24ヶ月（据置期間を含む） ※令和4年度は令和4年1月1日から令和4年12月31日までに支払った利息について利子補給の申請が可能（末日が返済日の方は令和5年1月4日までの支払利息について申請可） ※ただし、繰り上げ償還した場合、市外へ移転した場合、事業を休止や廃止した場合などは、それぞれの事案が発生した日までの利息についてのみ対象
利子補給金額	申請者が支払った利子額の範囲内。ただし、借換枠にて融資を受けている場合は、借入金額のうち既存債務の完済に要した費用を差し引いた純増分にかかる利子についてのみ補給の対象とする。 （上限：1事業者につき利払い月数12月あたり20万円。千円未満切り捨て） ※ただし、 <u>[20万円-令和3年度交付金額（利払い月額13~24ヵ月分）]</u> を上限とする。
申請受付期間	令和5年1月4日から令和5年1月31日まで

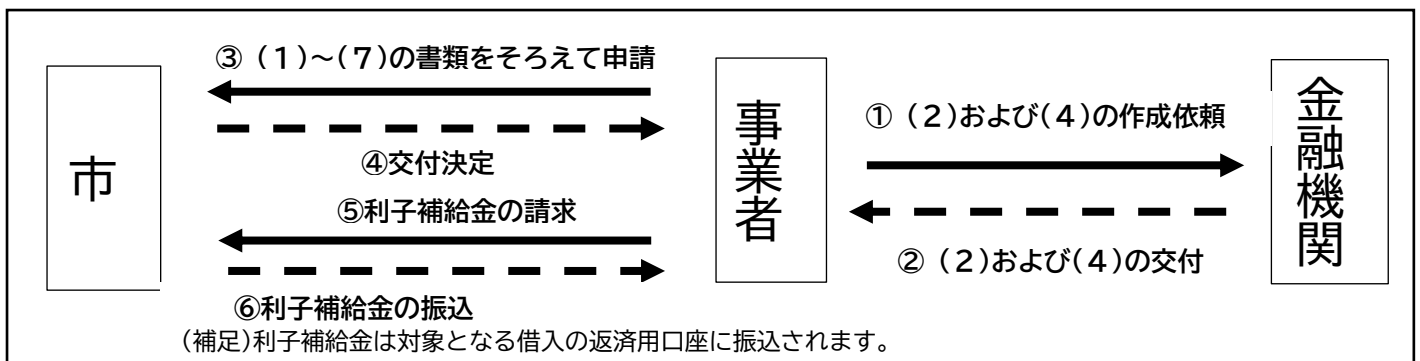
### ●利子補給申請手続きの流れ

#### 【必要書類】

- (1) 守山市セーフティネット資金利子補給金交付申請書
- (2) セーフティネット資金返済等証明書
- (3) 金融機関が作成した償還予定表の写し
- (4) 金融機関が作成した月別の支払済利息額（実績）がわかるもの
- (5) 滋賀県信用保証協会が発行するセーフティネット保証に係る信用保証書の写し
- (6) 登記事項証明書（法人の場合）または住民票（個人の場合）の写し※3ヶ月以内に発行したもの
- (7) 個人情報の提供に関する同意書
- (8) その他市長が必要と認める書類（※申請後、必要に応じて提出を求めます）

※（1）、（2）、（7）の様式は市のHPより印刷できます。

※本社が市外で、支店等が市内にある事業者については市内に営業実態があることがわかる資料の提出が必要。



【問い合わせ】 守山市役所 商工観光課 TEL077-582-1131